

香川県指定養育医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第43号

香川県指定養育医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則

香川県指定養育医療機関の指定等に関する規則（平成2年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(養育医療機関の指定の申請)</p> <p>第2条 省令第10条第1項に規定する申請書は、養育医療機関（病院・診療所）指定申請書（<u>第1号様式</u>）によらなければならない。</p> <p>2 省令第10条第2項に規定する申請書は、養育医療機関（薬局）指定申請書（<u>第2号様式</u>）によらなければならない。</p> <p>(申請事項の変更等の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 省令第12条第1号の規定に該当する場合 指定養育医療機関申請事項変更届出書（<u>第3号様式</u>）</p> <p>(2) 省令第12条第2号の規定に該当する場合 指定養育医療機関業務休止・再開届出書（<u>第4号様式</u>）</p> <p>(3) 省令第12条第3号の規定に該当する場合 指定養育医療機関被処分届出書（<u>第5号様式</u>）</p> <p>(指定辞退の申出)</p> <p>第4条 省令第13条の規定による申出は、指定養育医療機関指定辞退申出書（<u>第6号様式</u>）によりしなければならない。</p>	<p>(養育医療機関の指定の申請)</p> <p>第2条 省令第10条第1項に規定する申請書は、養育医療機関（病院・診療所）指定申請書（<u>第7号様式</u>）によらなければならない。</p> <p>2 省令第10条第2項に規定する申請書は、養育医療機関（薬局）指定申請書（<u>第8号様式</u>）によらなければならない。</p> <p>(申請事項の変更等の届出)</p> <p>第3条 省令第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書によりしなければならない。</p> <p>(1) 省令第12条第1号の規定に該当する場合 指定養育医療機関申請事項変更届出書（<u>第9号様式</u>）</p> <p>(2) 省令第12条第2号の規定に該当する場合 指定養育医療機関業務休止・再開届出書（<u>第10号様式</u>）</p> <p>(3) 省令第12条第3号の規定に該当する場合 指定養育医療機関被処分届出書（<u>第11号様式</u>）</p> <p>(指定辞退の申出)</p> <p>第4条 省令第13条の規定による申出は、指定養育医療機関指定辞退申出書（<u>第12号様式</u>）によりなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。